

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		観覧料等の減免
根拠条例・規則等名		さいたま市大宮盆栽美術館条例・さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則
条 項		条例第 13 条・施行規則第 9 条
所 管 部 課		スポーツ文化局 文化部 大宮盆栽美術館 (電話：048-780-2092)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかの用件を満たすこと。 (1) 教育課程に基づく学習活動として学生、生徒又は児童及びその引率者が利用する場合。 (2) 市又は市教育委員会が主催する事業に利用する場合。 (3) 埼玉県又は埼玉県教育委員会が主催する事業に利用する場合。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合。
	設定等年月日	平成 21 年 7 月 17 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 週間
	設定等年月日	平成 21 年 7 月 17 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		